

電波利用料の見直しについて

2013年4月22日
UQコミュニケーションズ株式会社

1. 電波利用料共益事務の在り方

- 電波利用料の使途につきましては「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(電波利用共益費用)」という現行の枠組みを維持すべきであり、現行の枠組みの拡大解釈等により予算規模が肥大化することがないようにするべきであると考えます。
- 電波利用料制度の趣旨に照らし歳出額と歳入額はバランスを図るべきであり、歳入額が歳出額を上回った場合にはその差額を翌年度歳入に繰り越す等の制度についても検討するべきであると考えます。
- 電波利用料の使途については、以下の取り組みを充実すべきであると考えます。
 - 国民の電波に対する不安を取り除くための電波の安全・安心のための研究及び国民に対する広報・啓発活動

2. 次期電波利用料額の見直しの考え方

(1) 経済的価値の適正な反映の在り方

- 以下の観点から、無線局毎の電波利用料徴収制度を見直し、周波数帯域による電波利用料徴収制度への一本化を検討するべきであると考えます。
 - 1の端末に免許人の異なる複数の無線局が搭載される事例が増加していることや、M2Mシステム等各種機器への組み込み型の通信モジュールの普及が進むことから想定される今後の無線局数の急激な増加に適切に対応する必要があること。
 - 無線局数の急激な増加に対応するためには周波数の有効利用を促進するインセンティブが機能する環境を整備することが重要であること。
 - 無線局数の増加に伴い、免許人における事務手続きの煩雑さも増加すること。
- 周波数帯域による電波利用料徴収制度への一本化が図られれば、設備投資等により周波数利用効率を向上させ収容局数を増加させた場合には無線局あたりの実質的な利用料は減少することから、自主的に適用する無線通信技術等を高度化するインセンティブは働くものと考えます。

2. 次期電波利用料額の見直しの考え方

(2) 電波利用料軽減措置の在り方

① 特性係数の在り方

携帯電話やBWA等の無線通信機器については国民1人に1台以上を保有する状況になっており、またサービス内容についても通信と放送の垣根がなくなり、災害時において通信が国民にとってなくてはならないものとなっている状況において、「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」といった現在の特性係数の根拠となっている事項については通信と放送の間の差異は無くなっているものと考えます。従って、放送事業者と通信事業者との周波数利用帯域に応じた負担のアンバランスを解消する必要があることから、現在の特性係数については廃止するべきであると考えます。

② 新規参入者に対する軽減措置

帯域電波利用料については現在年額全額を一括して前払い納付する方式となっており事業者にとっては大きな負担となっていますが、帯域電波利用料は個別事業者毎に支払額が固定していることから、新規事業者にも配慮する観点から、月単位や分納での納付の併用も可能とするべきであると考えます。

③ 被災した無線局に対する減免措置

大きな災害を受けた地域における無線局に対しては例えば当該の総合通信局単位の帯域電波利用料を減免する等一定の減免措置を検討するべきであると考えます。

2. 次期電波利用料額の見直しの考え方

(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方

■ スマートメータなどのM2Mシステム

東日本大震災後の電力供給の問題等からスマートメータ導入の検討が活発化していることや、特に無線通信を利用した防災・防犯システムの導入等の高まりから今後スマートメータ等のM2Mシステムが急激に増加することが想定されますが、電波利用料制度がその導入の妨げにならないようにする必要があります。従って、前述のとおり電波利用料を周波数帯域による電波利用料徴収制度へ一本化するべきであると考えます。

なお、無線局毎に電波利用料を徴収する従来型の電波利用料制度を継続するのであれば、M2Mシステムについては従来の陸上移動局ではなく、新たな管理方式(無線局種別)を創設し、電波利用料を減免して頂きたいと考えます。

3. その他

■ 検討課題以外の課題

①電波利用料の減免の対象

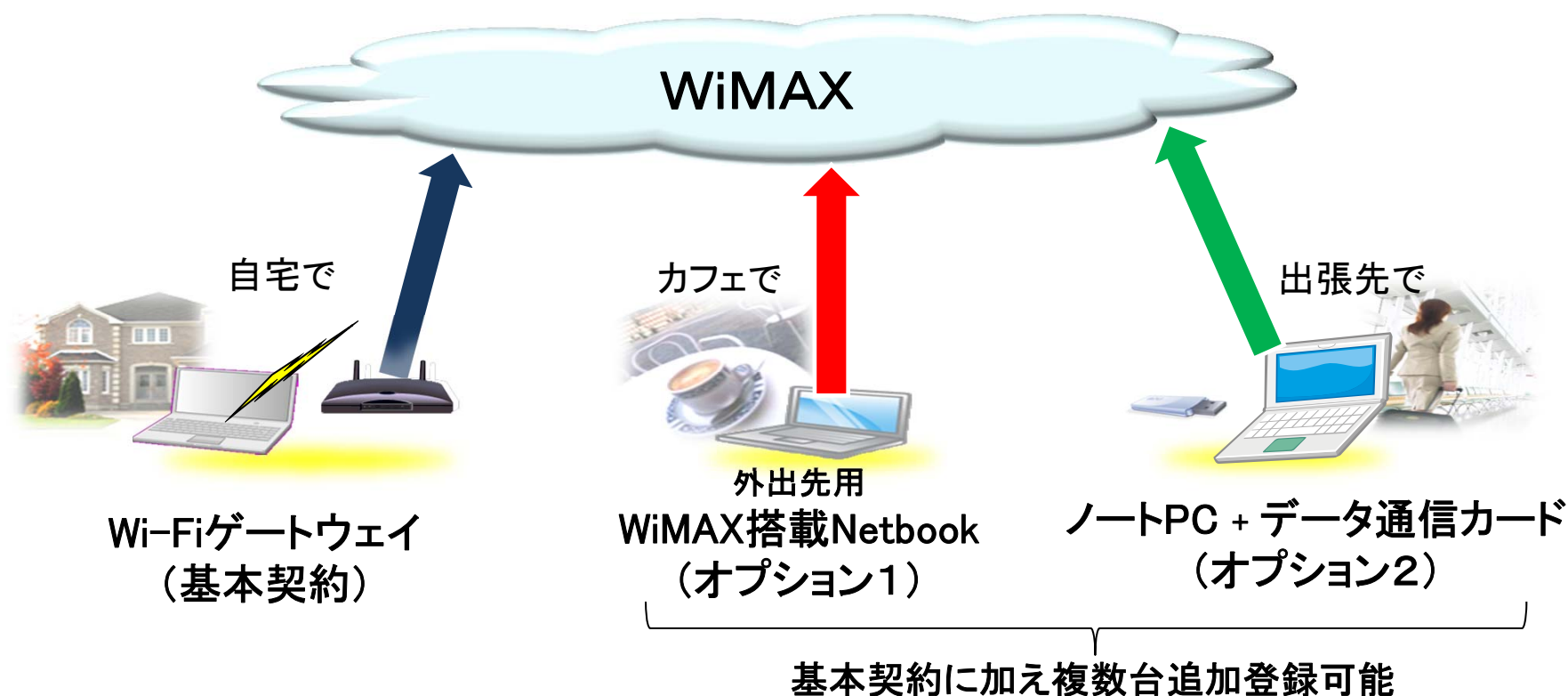
現在国及び地方自治体が開設する無線局については電波法に基づき電波利用料が減免されていますが、特に今国会で「市町村が行う防災無線及び消防・救急無線のデジタル化」等へ電波利用料の使途が拡大されようとしているように、国及び地方自治体も電波利用共益事務の受益者であることから電波利用料の減免を廃止するべきであると考えます。

②その他

当社が採用している WiMAX方式については1契約複数機器利用サービスにおいて同時には利用出来ない追加機器に対しても電波利用料が徴収されている一方で、同様の態様のサービスを行うSIM方式については徴収されておられません。このような採用する方式間での電波利用料の不平等を解消するために、WiMAX方式についても1契約複数機器利用サービスにおいては1契約1無線局と見なして電波利用料を徴収するようにして頂きたいと考えます。なお、本件につきましては前述のとおり電波利用料を周波数帯域での徴収に一本化することが実現すれば解消するものと考えております。

(参考) 機器追加オプションサービス

- 1つの契約でさまざまなWiMAX搭載機器を使い分けることが可能
- 同時に接続できるのは1台のみ。(後発接続を優先して接続)



例) Wi-Fiゲートウェイで通信中に、NetbookにてWiMAXにアクセスすると、Wi-Fiゲートウェイの通信が切断され、Netbookの通信が開始される。

(参考)複数機器利用時のWiMAX方式とSIM方式との相違点

WiMAX方式

- 利用するWiMAX機器を事前に登録
 - WiMAX上で機器の認証を行うために電波を発射
 - ネットワーク側で認証後通信を開始
- 事前登録機器は排他的に利用する状態
→ 登録されている機器は全て電波利用料を徴収

SIM方式

- SIMロックがかかっていない機器は利用可能
 - SIMで認証
- SIMを挿入しないと電波は発射しない
→ SIM単位で電波利用料を徴収

同時に通信可能な機器は両方式ともに1台

採用する方式の相違により電波利用料の負担に差異が出ることは避けるべきであると考えます。